

日本紀標註

卷之一

和書門			
四三七八	函	架	冊
一四三	函	架	冊
二六	函	架	冊

99

內閣文庫		和書
四三七八	號	類
二六	冊	架
一三七	函	架

(一)

內閣文庫		
番號	和	43718
冊數	26 (1)	
函號	137	99

137-99



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



87

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十



日本紀

標注卷之一

卷之一

目錄 凡例

異音 古韻

舍人親王略傳

論說 假字之例

天津日嗣之大御脈

万那婆志良

卷之二

神代上之上

卷之三

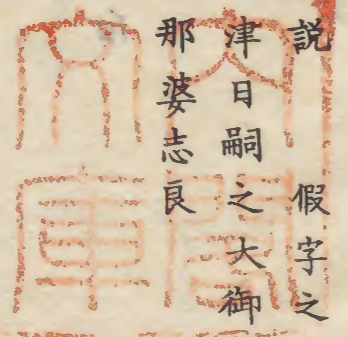
神代上之下

卷之四

神代下

卷之五

神武天皇



敷田年治謹注

○日本紀標注卷之一

○ 一

卷之六

綏靖天皇
孝昭天皇
孝元天皇

安寧天皇
孝安天皇
開化天皇

懿德天皇
孝靈天皇
崇神天皇

卷之七

垂仁天皇

卷之八

景行天皇

成務天皇

卷之九

仲哀天皇

神功皇后

卷之十

應神天皇

卷之十一

仁德天皇

卷之十二

履中天皇
允恭天皇

反正天皇
安康天皇

卷之十三

雄略天皇

卷之十四

清寧天皇
仁賢天皇

顯宗天皇
武烈天皇

卷之十五

繼體天皇
宣化天皇

安閑天皇

卷之十六

欽明天皇

卷之十七

敏達天皇
崇峻天皇

用明天皇

卷之十八

推古天皇

卷之十九

舒明天皇
皇極天皇

卷之二十

孝德天皇

卷之二十一

齊明天皇

卷之二十二

天智天皇

卷之二十三

天武天皇上

卷之二十四

天武天皇中

卷之二十五

天武天皇下

卷之二十六

持統天皇

○此紀を字毎小、古言ふちみとらむゆとを、誰も思むよめてはら

れど、其も甚^ト、記業を強てよほむとせむ、文字ふら、と

らむ、大くよみふやし或も三五字もよみ消まふあらでも、よみ

ふ消まふならず、然^カもて其^レが、真の古傳と云、と此ふら、却

て事實を失へむ、此標注も舊讀ふたが、以、語格の亂れたる

と、假名の違へはをり、ため、往々へりみぞや、思ふと、其^レをむ

は、其^レをよみ、り、ため、を、あ、

○此紀古くも神代上下をも、一書と傳、たは限、も、悉く細字

小記したるも、類聚国史を見ても、古き牒裁と、知るふ、足、は、を、

慶長以來の諸板とも、神代上下の一書を、一字低、た、る、の

み、て、訓注、近、大字、小記、せ、故、今、ふ、は、き、小、た、た、ふ、と、思、へ

ど、ま、の、改、め、て、中、々、小、異、や、う、み、見、ゆ、め、る、む、猶、原、本、の、ま、ふ

○日本紀標注卷之一

○三

して、訓注のみ細字に改め、綏靖紀以下別れ一書と、大とくく
舊ふ去たがふ

○此標注も、倉卒のえらみふて、素より書籍に乏しけむ、よろし古本をも藏ず、唯つてふれたる、三四本に見比べ、をてく古本又一本と云ふも、書紀集解、日本紀通證等、熱田本壺井本春日藏書本等、小校たるを指せぬ、此外類聚国史、釈日本紀、舊事紀等、ふてらして改め正したるもの多し

○此標注も漢籍よ、證とも法もとのを引きたるが多し、これを通證集解等、既引きたるを此標注も、其他よれ猶證を求めて書えはしつ、若考證二、あれもの、右の二書に引りて、おのとも亦此標注に引出つ

○此標注も、記傳と去は務るも、本居氏の古事記傳を指し、とく史傳とられも、平田氏の古史傳を略たはぬ、又通證と云ふも、

谷川氏の日本書紀通證、集解とられも、河村氏の書紀集解を略書せ、此外古事記を記と去はし、神名式を式と記し、釈日本紀を釈紀と記し、續日本紀を續紀と記し、又志云とられは、畿内志みて、由りきて其地の名とを、あらしめむとれも、大和志河内志と、去は務はが如し、餘も准て去るはし

○凡言語の活用も、切音、拗音、轉音、略音等の、正格なれを、大方の人もあらむして、過すめはゆゑ、切らぬ音も向むて、是も何の切も、延ばじお音もむらひて、是も何の拗、何の轉、是の略など云て、おのく思むよ、たれ方よときよ務て説を作る、譬や消もキエの切、伊勢国の郡名、度會も、渡の延び、鏡も、日向ひ見る器ゆゑ、日日見の義、峠も手祭の轉、ふど云るが如く、惣て虚説ありと去ははし、られ虚説も、皇學もじまりてよ、云出、凡二百年の久しおを経て、今ふたにて弁、知もは人なく、彼妄切、妄延、妄轉



妄略耳、耳馴れて、却て此標注の説を、訝々疑ふ人もあるべし、右
み云、る切略延轉の定格も、くもしく音韻啓蒙ふ記しれけむ
爰ふも云、ず
○本書中、舍人親王の筆ふりらむとして、全、後人の加、たるまとの、い
ちじむれも、書紀集解ふ、削棄たれふ従ふと云、ども、猶削、洩した
るを削、既削、た子を、本ふ復したは、もりま
○此標注ふ、未考、むと云、べまを、云々考、ずと云、る類ひ、往々あり、
節略を主ともは、この書の常、あ給むぬ、見む人いふ、あり、答む
べ、あらざ

論説

○續紀養老四年五月、條ふ、先、是一品舍人親王、奉勅脩日本紀、至是
功成奏上、紀三十卷系圖一卷とありて、撰録も親王一人ふ係、て
傳、たれど、叙紀ふ引、り弘仁私記、序ふ、夫日本書紀者、一品舍人
親王、從四位下勳五等太、朝臣安磨等、奉勅所撰也、清足姫天皇負
辰之時、親王及安麻呂等、更撰、此日本書紀三十卷、并帝王系圖一
卷、養老四年五月二十一日、功夫甫就、獻於有司とあるを、太、朝臣
の此撰ふ預、むるも、疑ひおれ、ふ似、とど、今此紀の躰裁をつら
く、推量る、ふ、必二人の撰ふりらで、朝臣も撰ふ、法き勅を奉、た
はのみ、おれ、を、し、う、れを弘仁私記の序ふも、太、朝臣脩撰ふ預
むし、趣を傳へ、續紀ふも親王一人ふして、功成したまひし、おも
むおを、記し、る、おれ
○此紀を日本書紀と名ふさむして、日本紀と書りるも、略称ふ

と云、人あり、或は書、字を後に加たると云、説あり、何れも據なき
ふあらず、今按ふ日本書紀未なりむも、續紀不脩日本紀として
書、まじく、且和名抄不引るをも、大方日本紀と志保し、
此紀不次たる国史等をも、續日本書紀と稱す、然れども、併おもへ
む、實は書、字を加たると云、むも、理ふべからず、然れども、弘仁
私記にも、もやく日本書紀と稱する所らも、素よりその書名未考と
云、むも、答むべき不ならず、故、今一向に定めがたけども、後人の
考、をまたむ

○本居氏古事記傳の初巻に、此紀を論ひて曰、古事記を以て、何れ
が中の最上たる史典と定めて、書紀を是れが次なる物ぞ、か
るやめふも、皇大御國の學問に心ざし、おむ徒も、ゆめ此意をふ
おをひ誤ると、と云、年治云、此紀の躰潤色文に綴り立たるも、誰
も見て知る處とあらず、書紀を古事記の次なる立つ書として、古

事記を正史とせば、公を憚らぬる謂ふ似たり、古事記若
正史として、此紀の上なる立む、次々の史も古事記に書續べよを
去らぬるのみならず、彼記を仁賢天皇より、推古天皇まで、十
代の間を、御子々の御名と、宮号陵地の外を、惣て洩し、甚々疎
漏の撰ふ所、此紀を末に至るに隨ひ、まをく委く記して、遺
去とぬく、且持統天皇十一年八月朔、御讓位に筆を止め、文武天
皇同年同月同日の續日本紀に、筆を起したれむ、此紀を正史と
も正史として、古事記も古史中の一書あるを、此紀と勝劣を
ばつらふべき、書にあらざると去はべし

○此紀を撰ひ、治ふも、ゆくなく古書のは、ま、うつしと、
と、おぼしむが往々、其二三をいも、神代紀に於て、奇御戸為
起生兒、又以天瓊矛畫成、殿、馭盧嶋、又以真床追衾、覆於皇孫天津
彦、彦火瓊瓊杵尊、と、る畫を搔、追を覆の借字して、惣て此紀の

書法不違へり、又次生出之兒號火明命、とありて、細字不是尾張連等始祖也、とありて、天、火明命、不混、たる誤、を傳、たり、又吹撥之氣化、為神、號曰、級長戸邊命、亦曰、級長津彦命、とありて、男女二神を、一神、不誤、又、大戸之道、尊と、申す男神の一名を、大戸之邊、とありて、女神の御名あり、推古紀、十九年夏五月五日、藥獵於兔田野、同二十年夏五月五日、藥獵、同二十二年夏五月五日、藥獵也、ふど、り、是ら此紀の例、よらむ、たとへば、夏五月、甲辰朔、戊申、藥獵也、とあり、は、べ、ま、を、干支を記さば、ふと、取、た、おひて、古書の例、ふ、れ、を、傳、たり、と、知、は、べ、し、猶、ふ、れ、例、盡、し、が、た、し

○紀中撰者の私意、以て作、加、たり、と、お、ほ、し、お、る、少、う、ら、ず、其、も、神代紀の、も、じ、め、ふ、清陽者、薄靡、而、爲、天、と、ある、以下、二十八字、も、淮南子、天文訓の、全文、ふて、此外、後漢書、光武紀、或、も、文選等、よ、り、三十字、乃至、五十字、も、原文の、例、を、引、出、た、は、こと、を、く、り、り、

殊、不、欽、明、二十八年、紀、ふ、も、郡國、大、水、飢、或、人、相、食、轉、傍、郡、穀、以、相、救、と、あり、を、お、ほ、る、げ、ふ、見、て、も、我、上、代、も、人、を、も、食、ひ、し、不、や、と、い、ふ、あ、る、人、あり、倍、け、と、ど、人、を、食、ふ、て、支、那人の、業、ふ、て、皇國、ふ、も、古、より、然、淺、ま、し、き、所、行、の、あ、り、し、を、聞、り、ず、是、も、漢書、元帝紀、ふ、大、水、飢、或、人、相、食、轉、傍、郡、錢、穀、以、相、救、と、ある、錢、字、を、略、て、記、せ、は、あ、り、錢、を、略、り、る、も、此、時、未、皇國、ふ、錢、を、用、い、さ、し、也、故、穀、との、み、ま、ふ、せ、り、又、神武紀、ふ、第、猶、大、設、牛、酒、以、勞、饗、皇、師、と、あり、と、皇國、ふ、上、代、牛、馬、を、も、忌、て、食、え、り、し、を、如、此、ま、は、せ、る、の、文、を、饒、たる、の、も、み、も、う、れ、ど、甚、快、り、ら、ひ、然、も、云、古、よ、り、其、名、聞、を、し、帝、記、天、皇、記、國、記、風、土、記、等、の、亡、び、果、たる、中、ふ、獨、此、紀、の、全、傳、ま、は、も、世、人、の、好、め、る、潤、色、文、を、撰、ひ、お、よ、ま、ま、ひ、し、ゆ、ゑ、あ、れ、を、か、し、

○紀中後人の私意、改めたり、と、お、ほ、し、お、る、多、く、欽、明、紀、ふ、山



城國相樂郡云々、崇神紀ヤマト和ヤマト大國魂二神ニなり、此山城ヤマトも素山背ヤマトありしを、延暦十三年ヤマト山城ヤマトを改め、和ヤマトを倭、又日本と書しを、天平勝寶の頃、大和と改めたるを、弁ヤマト知らざりし人ども、所の為ありしと、以推ヤマトふ悖し、又唐國と書りは、多矣、中ふ、或も大唐と記せばも、半ヤマトに至り、是ら天朝の可畏ヤマトを、むとふは、小忘ヤマトしたる、慕漢人ら、所為ありしと、著ヤマトけむ、此標注ヤマトふ、ことくく、何れをめつ

○紀中古書の、ありと見て、甚ヤマトめて、たく思ヤマトふゆるを、用明紀ふ、物部守屋大連、資人、捕鳥部、萬云々、萬即拔箭張弓、發箭伏地ヤマト、曰、萬為天皇、猶將ヤマト、効其勇ヤマトと、何、古語、小將、門有將ヤマトと、徒語ヤマトふ、何らじ、愛國尊皇の大連の資人、あ、餘ヤマトむ、萬も必、佛を惡ヤマトし、人ヤマトは、了ヤマトし、天皇、御楯と云、る一語、み、炳焉ヤマトを、撰者無慮ヤマト如此、傳ヤマトたる、紀中の美談、誰ヤマトり其忠良を仰ヤマトむ、さらむ、又齊明紀ヤマト、小皇太子、親

問、有間、皇子、曰、何故、謀反、答曰、天、與ヤマト赤兄、知、吾全、不解ヤマトと、何、皇太子、後、天智天皇と申し、有間皇子、孝德天皇の御子、赤兄、蘇我、赤兄、あり、此赤兄と指ヤマトせるこそ、おむりしけれど、其ヤマトるか、の本條、委ヤマトく注しつ、又天武天皇前紀、大友皇子儲君とあり、たまひ、天武天皇法服をぬして、吉野ヤマトに入ヤマトたまふ條、或ヤマト曰、虎著翼ヤマト、放ヤマト之ヤマトと、いふも、私ヤマト、あ、書ヤマトさ、後ヤマトふて、如斯申、天皇も、撰者の大御父、小坐ヤマトませ、諂ヤマトひ、あ、潔ヤマトし、といふ、悖ヤマトし

此標注も、明治十二年の春、我書屋ヤマト來集へる人々の乞ヤマトの、ま、然ヤマトらむと筆を、深ヤマトて、草ヤマトふか、了ヤマトして、梅花の真盛ヤマトある程ヤマトふて、明年の秋の半ヤマト至り、一年七月ヤマトふして、書きをへつ、實ヤマト、倉卒の撰ヤマトは、れむ、猶思ヤマトひ、洩ヤマトせ、れ、多ヤマトかるべし、見む、人、其心、あら、ひ、何れむ、こと、悖ヤマトし

假字之例

此ノ記セハ假字トモテ、此紀ノ見セタル限ニテ、此中
ニ一字ノ二音、或モ三音を帶ルモノヤ、其左右ノ
附、又アヤ行ノ伊以愛延、アヲ行ノ有羽等モ、此紀ノ混
テ、其差別見セザルモ、伊以イ行ノ有羽モウ行ノ愛
延モエ行ノ合書モ、看ム人差別ナクモ、答ハハルモ、
又目ムレ、ハハ假名、及清濁ノ、常ト異ルモノハ、其ノ
所々ハ斷云

ア 阿 阿 鞅 鞅

イ 伊 以 異 易 怡 壹

ウ 宇 于 汗 紆 羽 禹 有 優

壹と假字ハ用ヒタルモ、國名壹岐のみ
愛を假字ハ書リタルモ、天智紀ハ、愛俱流之衛と云ルのみ
伊以異易怡壹

エ 曳 埃 哀 延 叡 噉

オ 於 憶 億 淤 飲 隱 乙

乙を假字ハ用ヒタルモ、神代紀ハ、乙登多奈婆多と云ル
のみ

カ 可 柯 軻 河 訶 訶 加 箇 歌 曷 甲 耳

曷モ崇神紀任那人ハ、蕪那曷叱知ト見セ、甲モ齊明紀ノ
童謡、及國名ハ見セ、耳モ神代紀ハ、耳茂君と云ルのみ
介カを濁音ハ用ヒタルモ、崇神紀ハ、多誤辞珥固佐縻、固
辞介氏務介茂、伽モ同紀ハ、於明耆妬庸利、于介伽卑氏ト
云、此外モ清音のみ

ガ 我 俄 峨 鵝 餓

キ 己 紀 支 企 吉 棄 儀 機 幾 祇 企 嗜 基 既 奇 氣 祁 柘 伎 岐 耆

支モ記傳ハ、岐ノ省文ナリト云、凡レ、吳志韓當傳ハ、韓當

字、義公、遼西令支人也とありて、注み支、音巨兒反とあり、
 又壹岐嶋と、北史九十四、東至一支、國と記し、集韻み支、
 翹移切音祇と、つるを見ふ法し○吉も國名と姓との外
 も見ゆ○儀も濁音ふもど、清音ふよめるも、神代紀ふ
 覓國を、矩貳磨儀と注せて、此儀を濁音ふ見て、覓をマギ
 ふると云れど、繼體紀ふ、妻覓不得而を、都磨磨祁寄泥底
 と記し、万葉七ふ過往人尔、往卷目八方とつる、卷も覓の
 借字あり○企も字書ふ見とざれど、企の譌、ふらむかと、
 思ひしうど然らず、企の譌、ふるべし、字書ふ企、古文危と
 りて○昔も神武紀ふ、撫劔此云都盧耆能多加彌、屠利辭
 魔屢ハルト

疑擬嗜藝蟻
 久玖矩句苦孔區屢俱衢約窶

屢も繼體紀ふ、韓國を柯羅屢你と書き、向避を武弩左屢
 樓と書けり、按ふ屢も屢の省文ふれべし

遇愚具虞

警家計奚鷄開概概慨該戒啓愷凱礙氣祁
 概ふケの音も、あきやうあきと、神代紀ふ不負於族此云
 字我邏磨概其と、つれふよりてよつ

覓尋皚

古故胡居姑固許莒去巨渠孤顧據虛已清舉
 舉も紀中清音のみふるも、天智紀ふ奈爾能都底舉騰と
 何はも、何之傳言あはむ、是のみ濁とる

五吾悟馭御吳誤清濁語

語を清音ふよるも、垂仁紀ふ、比賣語曾社、神とつれ、武
 攝津國東生郡、比賣許曾神社、和名抄肥前國基肄郡郷

名、姫社まど併考ふべし

④ 沙娑舍作匝差璫左濁佐社

佐を清音ふれを神武紀小丘岬を、搗介佐棄と注し神代紀小阿磨佐箇屢、避奈菟謎とあり○社も清音ふて、顯宗紀小丹波国余社郡とありふていちまはく、丹後風土記小余佐郡本字靄とまで注せざるを、開化紀小率川宮を、伊社箇波と注せられ濁てよむ傍し、神代紀小、捶籤此云久斯社志とありも、何とありむ

⑤ 葬藏

⑤ 之芝斯時壘尸嗣旨紫詩試叱始資伺子茲指施絶失辰寺師濁清辭志

寺も仁德紀小、伊寺水門とあり外、假字の例見正れきど、清音ふれ傍し○辭も惣て清音小用むたる中も、應神紀

⑥ 茸爾珥茸餌士自慈兒

小阿豆枳辭摩、異椰敷多那羅弭とあり○志を濁音小用む傍し、仁德紀小、于羅愚破能紀、豫屢麻志枳とあり

⑦ 須素殊酒秀周主州輸

⑧ 受孺儒

⑨ 勢西齋劑制世細栖

⑩ 筮噬是

是も常小濁音小のみ、よみ來ははを、仁賢紀小於母亦兄、於吾亦兄とありを、於慕尼慕是阿例尼慕是と注せり

⑪ 增贈層罇素蕪則諸汴曾層

曾を濁音小用ひたるを、皇極紀小拖我佐基泥、佐基泥曾母野とあり、義も本條小注せり、又同紀小渠騰曾枳舉喻屢とあり、琴ぞ聞ゆるあり○層も清音小て、神功紀小内

我兄^アガ腹内^{ハラ}と云^クを、于池^コ能阿^ア層^{ソウ}餓^ガ波^ハ邏^ラ濃^{ニウ}知^チ波^ハと記^スし、此
外猶多^{ソト}ふれを、濁音^{ダクオン}小用^{コヨウ}したるを、同紀^{ドウキ}の御歌^{ミカ}小、摩^マ菟^ト利^リ
虚^ソ辞^ジ彌^ミ企^キ層^{ソウ}とあり、又仁德^{ニトク}紀^キ小、伊^イ枳^キ羅^ラ儒^ズ層^{ソウ}區^ク屢^ルとあり、
義^ギを共^ニ小本^{コポン}條^{ジョウ}小注^{コチュウ}せり

〔ブ〕 叙序鋤茹所

〔タ〕 拖柁託當黨曇哆太濁多

多^タを濁音^{ダクオン}小用^{コヨウ}したるを、應神^{オウジン}紀^キ小、時俗^{トキソク}號^{ケウ}鞞^{ニウ}、謂^{イフ}褒^ホ武^ブ多^タ、仁
德^{ニトク}紀^キ小、那^ナ彌^ミ多^タ愚^ウ摩^マ辭^ジ茂^モ、天智^{テンチ}紀^キ小、多^タ致^チ播^ハ那^ナ播^ハ於^オ能^ニ我^ガ曳^エ
多^タ曳^エ多^タおほりり

〔ダ〕 囊儻濁陀駈娜

陀^ダ以下濁音^{ダクオン}ふれを、清音^{セイオン}小用^{コヨウ}したるを、神代^{カムヤマト}紀^キ小、頓^{ドン}丘^カ此
云^{クニ}毗^ヒ陀^ダ鳥^トは^ハ飄^{ヒョウ}掌^{ショウ}此云^{クニ}陀^ダ毗^ヒ盧^ロ箇^カ須^ス雄^{ユウ}略^{リョク}紀^キ小、汝^{ニガタ}形^{カタ}を、儻^{カウ}
我^ガ柯^カ陀^ダとよみぬへり○駈^カも清音^{セイオン}小用^{コヨウ}したるを、繼^{ツグ}體^テ紀^キ

〔チ〕 知智致筈池邊檣馳

〔ヂ〕 尼泥^ニ旣^キ旣^キ賦^フ耐^{ナイ}塗^ツ

小目^{コメ}頰^カ子^シ來^{ライ}を、梅^{ウメ}豆^{マメ}羅^ラ古^コ枳^キ駈^カ樓^ロ、仁德^{ニトク}紀^キ小、赴^{ソウ}駈^カ利^リ古^コ喻^ユ例^レ
麼^マふどりり○娜^ナも清音^{セイオン}小用^{コヨウ}したるを、允^{イン}恭^{コン}紀^キ小、椰^ヤ主^{シュ}區^ク
津^ツ娜^ナ布^フ例^レとあり、易^イ傳^{デン}とふり

〔ツ〕 徒兔菟菟途津濁都豆逗

菟^トも菟^トも菟^トの異^イ躰^{テイ}ふはべし○津^ツと訓^{キン}ふるを、假^カ字^ジ小用^{コヨウ}
したるを、允^{イン}恭^{コン}紀^キ小、椰^ヤ主^{シュ}區^ク津^ツ娜^ナ布^フ例^レとあり、の^ノみ是^シとゆ
くをふく取^{トル}りて記^スせふや

〔ヅ〕 頭圖答突

〔テ〕 豆氏帝題濁提底

豆^{マメ}も氏の^{シノ}異^イ躰^{テイ}ふを○提^{テイ}と清音^{セイオン}小用^{コヨウ}したるを、皇^{スメラ}極^{キョク}紀^キ小

於謀提母始羅孺濁音ふと、允恭紀ふ壓乞此云異提と
○底を濁音ふ用ひたるも、雄略紀ふ和斯里底能與盧
斯企夜磨云々

〔デ〕 涅泥弟

〔ト〕 刀斗登鄧屠徒藤觀杜都滕濁清等騰渡妬

等と清音ふれを、允恭紀ふ、宇彌能波摩毛能余留等枳等
枳弘○騰と孝德紀ふ、婆那播左該騰摸那爾騰柯母と、清
濁とも混書けるハ、上の等ふわれじ○渡と崇神紀ふ、瀨
和能等能渡鳩とら、三輪之殿戸あり○妬も同紀ふ、於
朋耆妬庸利とら、自大城門あり

〔ド〕 奴怒耐圖杼度

度を清音ふ用ひたるも、履中紀ふ瀨知度沛麼とら、道
問者あり、齊明紀ふ湊を、瀨難度と書り○杼も持統紀

ふ土師連富杼と云人見とれど、清濁詳ありぬも、例ふ
て清濁ふ出

〔ナ〕 那難難奈乃

乃と武烈紀ふ、戮鮪臣於乃樂山とも、又乃樂能婆娑摩と
もら、是と吳音ナイの音をと終り、此乃を音韵啓蒙ふ
異音ふ出せとど今按ふ失考

〔ニ〕 爾泥而貳仁爾邇珥

〔又〕 奴怒努弩農

〔子〕 彌泥泥涅倭

〔ノ〕 能

〔ハ〕 破芳巴幡幡潘簾絆濁清波播

波を濁音ふ用ひたるも、天智紀ふ憚を波波箇屢と書り
○播を濁音ふ用ひたるも、雄略紀ふ農播拖磨能云々

天智紀ニ橘を多致播那ナと書り

〔バ〕 磨ハ磨ハ摩ハ濁清婆ハ

婆ハも濁音ありを仁徳紀ニ葉此ニ云ハ箇始シ婆ハ雄略紀ニ袴を
婆伽摩ハふど、猶多あり

〔ヒ〕 秘避臂辟ヒ費ヒ卑ヒ被ヒ斐ヒ飛ヒ比清毗ヒ

毗ヒも神代紀ニ汚土此ニ云ハ于ハ毗ヒ尼ヒとハりるも、清音あり、同紀
小噴讓ヒを、舉ヒ盧ヒ毗ヒと注せは濁音あり、猶清濁とも例お
かし

〔ビ〕 備眉媚ビ糜ビ弭ビ寐ビ鼻ビ便清妣ビ

妣ビを濁音小用ひたるも、神代紀ニ秉炬此ニ云ハ多ハ妣ビ、此外清
濁とも此訓注の外例なし

〔フ〕 布浮賦フ輔赴フ富府敷符甫俯

〔ブ〕 矛驚歩夫部

〔ヘ〕 閉俳杯陴珮幣幣沛鞞清倍陪

倍ヘを神武紀ニ苞苴擔此ニ云ハ珮ヘ倍ヘ毛菟モ仁徳紀ニ伊菟イ岐キ餓
宇ウ倍ヘ能ヘとハりるも、清音にて、神代紀ニ燥火此ニ云ハ褒ハ倍ヘ推古
紀ニ宇ウ倍ヘ之シ訶カ茂モ蕪ウ餓ガ能ヘ古羅コ烏ウとハりるも、濁音あり○陪
と神武紀ニ多タ多タ介ケ陪ヘ磨ハとハりるも戦者あり、應神紀ニ破
陪ヘ鷄ケ區ク辞シ羅ラ珮ヘとハりるも、延ヒとハく不知シみ、清音ありを、仲
哀紀ニ御ミ瓶ヒ此ニ云ハ彌ヒ那ナ陪ヘ仁徳紀ニ奈羅陪ヘ氏シ毛モ餓ガ望モとハり
るも濁音あり

〔ベ〕 背弁

背ベも清音ありひと思へど、神武紀ニ嚴エン瓮ウ此ニ云ハ怡イ途ツ背ベと
りるも

〔ホ〕 保報ホ佈ホ富フ譜フ袍フ濁清褒ホ褒ホ哀ホ明ホ

譜フも欽明紀ニ大葉子を於ホ譜フ磨ハ故コとよハる○褒ホを濁音

台 神代紀ノ、興ニ台ノ産靈ヲを許語等武須毗ト注せり
 苔 天武紀ノ、巫鳥ト此ニ云フ芝苔ト、按テ紀中苔ト行ハるヲトシトシ、
 注者苔ノ略ト云フるモ非ズあり、此苔ヲを類聚国史ノ、苔ノ作ルと
 所ヲおハし、あリとシむ苔ノ悉ク苔ノ誤リあるヲをハばベし
 神武紀ノ、比苔ト破レ易ク陪ヘ迺ト毛ト、應神紀ノ、枳キ虚コ曳エ之レ介カ迺ト云フ、猶
 多クあり
 那 崇神紀ノ、比賣ト那ト素ト寐ト殊ト望トとアり、媛ト盜トあり、繼體紀ノ、毛ト野ト、
 若ク子トをシ歌ト、小愷ト那ト能ト倭ト俱ト吾トと書クり
 尼 仁德紀ノ、曾ト能ト赴ト尼ト苔ト羅ト齊トとアり、其ノ舩ト取レの延レたりアリ
 迺 神武紀ノ、曾ト迺ト餓ト毛ト苔トとアり、其ノ根ト之レ莖トあり、此迺ト字トをノ
 とシめルも、紀中引出るニ堪ズ、是ト乃ト同音ニて、字書ニ
 囊海切トのシ、漢音ニダイト吳音ニナイトあり、ナイノイトと轉ス
 べき由ニあり、れモ、異音ト見テ可クありト

霸 神代紀ノ、夜ト霸ト餓ト枳ト菟ト俱ト盧トとアり、八重垣ト作ルあり
 擊 神武紀ノ、戸ト畔ト此ニ云フ、妬ト擊トとアり
 陪 神功紀ノ、保ト枳ト茂ト苔ト陪ト之レ云フ、義ト本條ニ注セり
 倍 神武紀ノ、異ト波ト比ト茂ト等ト倍ト離トとアり、伊ト匍ト匍ト廻トあり
 符 敏達紀ノ、壺ト此ニ云フ、都ト符トとアり
 梅 安康紀ノ、阿ト梅ト多ト知ト夜ト梅ト半トとアり、雨立止トむあり、此梅トを
 神武紀ノ、坂下ト此ニ云フ、瑤ト伽ト梅ト苔トと、梅トも用ヘり
 母 神代紀ノ、泉津平坂ト、此ニ云フ、余ト母ト都ト比ト羅ト佐ト可ト式トの鎮火祭ト、詞ト、
 与美津ト枚ト坂トとアり
 茂 景行紀ノ、蕞ト雲ト此ニ云フ、茂ト羅ト玖ト毛トとアり
 稜 欽明紀ノ、奏ト海表ト、諸ト彌ト移ト居ト之レ事トとシ、彌ト移ト居ト国ト俱ト蒙ト福ト祐トと
 由 仁德紀ノ、小ト瑤ト由ト迺ト虚ト鳥トとアり、小夜床トをアり

乎

乎をフとよめるも、紀中引小違あらず

于

應神紀フ、伊夜于フ古珥辭フ、是も汗フの省文り、字書小汗フ、汪胡

切音鳥フ

弘

允恭紀フ、邇フ之フ枳能臂フ毛弘フ、齊明紀フ、阿餓倭フ柯枳古弘フ、吾若

子フとあり、猶多あり

惋

允恭紀フ、箇留惋フ等賣フとあり、も、輕フ少女フにて、輕、大娘、皇女を

へへ

右小記せば諸字の中、第四の横音エケセテ子等小限、反切小歸、るふあり、一種の音り、其も愛フをエといひ、開フをケと云、細フをセと云、題フをテといひ、禰フを子と云、俳フをへと云、賣フをメといひ、隈フをエと云、是も第一の横音、アウサタナ等の音、イの韻を以てよむは諸字、愛フ開フ細フ題フ禰フ俳フ賣フ隈フふとの如し、是らも愛フも原音フにして、愛フも轉音フといへ

古韻

むぶぶと、し、悉曇フママを、エとよみ、此フもてよ摩多フを加、れど、フと轉フも不例フ似たも、何れも右小記せる數字、准て其意を曉る信し、此紀の假名の外、拜フをへとよみ、米フをメとよめ、も、同格ありと知る信し

後世鼻撥韻フ、奈行と麻行との別ありて、此紀フ小破フ、難丹信讚フ、毘フもどり、も、何れも奈行フにて、韻鏡十七轉フ、マ二十三轉フはて、小収フる諸字フともあり、其例を云む、破フも神代紀フ小破フ、馭フ盧フ嶋フとあるを、記フ小淤フ能フ基フ呂フ嶋フ小作フと、フも同紀フ小素フ、フも尊フとあるを、記フ小須フ佐フ之フ男フ、命フ小作フと、フも檀フも孝徳紀フ、巨勢フ臣フ紫フ檀フとあり、を、天武紀フ、辛フ檀フ努フ小作フと、難フも神武紀フ、難フ波フ之フ碯フと記し、欽明紀フ小那フ

備婆陞武岐底とあり、丹を雄略紀に、丹波国とあるを、和名抄に大途波の訓注あり、信を景行紀に、信濃坂とあり、和名抄に之奈乃と注せり、讚を履中紀に、讚岐国造とあり、和名抄に佐奴岐と注せり、岷を雄略紀に、軍君とあり、岷支君と注せり、即岷も軍もコニとよむるは、是ら磯彘檀ふど、よるれど、古韻を磯彘檀難丹信讚岷、るふとをよはゆし、又彘品曇甚ふど、何れも麻行の韻ふて、韻鏡卅八轉卅九轉ふ収き、其例どもを云む、彘を天武紀に和彘とあり、美濃国各務郡の地名あるを、式に同郡和佐美神社あり、品を仁徳紀に、吉備品遲部とあり、備前国郡名品治ふて、和名抄に保牟知と注せり、曇を神代紀に阿曇連とあり、筑前国糟屋郡の郷名ふて、和名抄に信濃国郡名、安曇に阿都三の訓注あり、甚

安開紀に、伊甚国造あり、是を上総国の郡名ふて、和名抄に伊志美と注せり、是ら常に彘品曇ふど、よめれど、古韻を彘品曇甚ふれふとをよはべし、古書どもふも、奈行よる麻行に轉じたる韻ふく、麻行よる奈行より、たる韻ふく、其差別あり、そのふして、少も乱る、ふとふきを、韻鏡に下らしめて心えおくべし、ふれむ紀中に、埜土太占顧、眇之間ふど、音讀ふよむべし、此標注ふも、埜土太占顧、眇之間と、古韻を尋て記すべし、理あり、姑、舊讀に從ひつ、切々、初學の人の惑ひを招、べけし、姑、舊讀に從ひつ、切又後世望興當ふど、よるる字音ども、古も望興當と加行の濁韻ふよみて、千年前より云、韻もふう記しあり、其例どもを云む、望を天武紀に、大伴連望多と云、人見を、興を神代紀に、興台在靈とよみ、當を履中紀に、當摩とよ

め、然とむ紀中宇音ふよむべし、倉稻魂此云々々、少宮此云々々、とよむべき例をよむ、是亦初學の人ふ、ららそしけとも、姑、通俗ふを、うひつ、是らそ凡例ふ記す、捨けれと、假字の因、ふ此ふとのしつ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

天津日嗣之大御朕

按皇子皇孫之世系不詳於本書者姑闕之如息長足姬尊男大迹尊者據古事記紹運錄等以書其系為使知正統之不紊也又息長足姬尊忍海飯尊草壁皇子尊並為繼統天皇而正史不載者史之失耳

○天御中主尊

○高皇產靈尊

○神皇產靈尊

右三神者據一書及古事記以為世祖顯宗紀曰阿閉臣事代御命出使于任那於是月神著人謂之曰我祖高皇產靈有預鑄造天地之功宜以民地奉我月神云々日神著人謂阿閉臣事代曰以磐余田獻我祖高皇產靈事代便奏依神乞云々因此觀之日月二神之祖可推知也

○天常立尊

○可美葦牙彥舅尊

○日本紀標注卷之一

○ 國常立尊 一云國底立尊

○ 天鏡尊

一書曰國常立尊生天鏡尊天鏡尊生天萬尊天萬尊生沫蕩尊沫蕩尊生伊弉諾尊

○ 天萬尊

○ 沫蕩尊

○ 國狹槌尊 一云國狹立尊

○ 豐斟淳尊

一云豐國主尊又豐組野尊又豐杵野尊又
將經野豐買尊又豐國野尊又豐齧野尊又葉
木國野尊又見野尊

○ 塗土煮尊 一云塗土根尊

○ 沙土煮尊 一云沙土根尊

○ 大戸之道尊 一云大戸摩彦尊
又大富道尊

○ 大苦邊尊 一云大戸之邊尊又大戸摩
姬尊又大富邊尊

○ 面足尊

○ 惶根尊 一云吾屋惶根尊又忌檀城尊
又青檀城根尊又吾屋檀城尊

○ 伊弉諾尊

○ 伊弉冊尊

啼澤女命

大雷

大雷

土雷

○ 日本紀標注卷之一

○ 二十一

稚雷

黑雷

山雷

野雷

裂雷

蛭子

淡洲

大日本豊秋津洲

伊豫二名洲

筑紫洲

隱岐洲

佐度洲

大洲

吉備洲

淡路洲

越洲

對馬嶋

木祖句句迺馳

草祖草野姫 亦名野能

○日本紀標注卷之一

○三十二

鳥磐椽樟船

水神罔象女

土神埴山姬

鞆遇突智

稚産靈

稜威雄走神

甕速日神

漢速日神

武甕槌神

磐裂神

根裂神

磐筒男命

磐筒女命

經津主神

一云齋主神
又齋之大入

閻龍

閻山祇

閻罔象

大山祇

磐長姫

鹿葦津姬
一云木花開耶姬命又神吾田鹿葦津姬又豐吾田津姬又神吾田津姬

中山祇

麓山祇

正勝山祇

雛山祇

天吉葛

金山彦

級長津彦命

級長戶邊命

倉稻魂命

速秋津日命

天明玉命

事勝國勝長狹
一云鹽土老翁

岐神
一名來名戶之祖神

長道磐神

煩神

開齧神

千敷神

八十枉津日神

大綾津日神

思兼神

少彦名命

栲幡千千姬命
忍穗耳尊嫡后
一云萬幡豐秋津姬命

又萬幡姬又栲幡千千姬萬幡姬命又
火之戶幡姬又丹鳥姬又天萬栲幡千
幡姬又萬幡姬兒玉依姬命

三穗津姬
大物主神之后

神直日神

太玉命

齊部之祖

大直日神

天兒屋命

中臣氏之遠祖

底津少童命

天忍日命

大伴氏之祖

底筒男命

中津少童命

中筒男命

表津少童命

表筒男命

天照大日靈尊

一云天照大神又撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命又向匱男聞襲大歷五御魂速狹騰尊

稚日女尊

月讀尊

一云月弓尊又月夜見尊

素戔嗚尊

一云神素戔嗚尊又速素戔嗚尊又武素戔嗚尊

田心姬命

一云田霧姬命

湍津姬命

市杵嶋姬命

一云瀛津嶋姬命右三神者胸肩君等所祭神也

大己貴神

一云大国主神又大物主神又国作大己貴命又葦原醜男又八千戈神又大国玉神又顯国玉神耳茂君大三輪君之祖一書曰素戔嗚尊所生兒之六世孫是曰大己貴命 ○ 御母奇稻田姬

五十猛神

大屋津姬命

抓津姬命

○日本紀標注卷之一

○三五

事代主神

味耜高彥根神

下照姬

一云高姬又稚国玉

大田田根子

三輪君之祖母活玉依媛

姫踏鞮五十鈴姫命

神武之后
母三嶋溝織姫

五十鈴依媛

綏靖之后

鴨王

淳名底仲媛命

安寧之后

○

正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊

一云天忍骨尊

天穗日命

出雲臣土師連武藏国造等之祖

天津彦根命

凡川内直山代直茨城国造額田部連等之祖

熊野櫛樟日命

一云熊野忍踏命又熊野忍隅命又熊野大隅命

活津彦根命

熯之速日命

大背飯三熊之大人

一云武三熊之大人又武日照命又武夷鳥又天夷鳥

天火明命

一云天照国照彦火明命又櫛玉饒速日命
御母天萬櫛幡千幡姬

○

天津彦彦火瓊杵尊

一云天津彦国光彦火瓊杵尊又天津彦根火瓊杵根尊又天國饒石彦火瓊杵尊又天之杵火火置瀬尊又天杵瀬尊又天饒石国饒石天津彦彦火瓊杵尊
御母同上

天香山命

尾張連之祖

○日本紀標注卷之一

○二十六

可美真手命

物部氏之祖
母三炊屋媛

火闕降命

一云火酸并命又火進命又火夜織命吾田君隼人等之祖
御母鹿茸津姬

彦火火出見尊

一云火折尊又火折彦火火出見尊
御母同上

火明命

彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊

御母豐玉姬

彦五瀨命

御母玉依姬

稻飯命

一云彦稻飯命
御母同上

三毛八野命

一云稚三毛野命
御母同上

神日本磐余彦尊

神武天皇
一云狹野尊又神日本磐余彦火火出見尊
坐畝傍檀原宮治天下御年百二十七御陵
在畝傍山東北
御母同上

手研耳命

為綏靖天皇被殺
御母吾平津媛

神八井耳命

奉典神祇多臣之祖
御母媛踏鞴五十鈴媛命

神淳名川耳尊

坐葛城高丘宮治天下御年八十四
御陵在桃鳥田丘山
御母同上

磯城津彦玉手看尊

坐片鹽浮穴宮治天下御年五十七御陵在
畝傍山南御陰井上
御母五十鈴依媛

息石耳命

一書曰常津彦某兄蓋同人
御母淳名底仲媛命

大日本彦耜友尊

坐輕之曲峽宮治天下御年未詳或四十五
御陵在畝傍山南織沙谿上
御母同上

磯城津彦命

猪使連之祖
御母同上

天豐津媛命 懿德之后

觀松彦香殖稻尊

孝昭天皇
坐掖上池心宮治天下御年未詳或百十四
御陵在掖上博多山上
御母天豐津媛命

○日本紀標注卷之一

○二十七

天足彦國押入命 和珥臣之祖
○御母世襲足媛
日本足彦國押入尊 坐室之秋津嶋宮治天下御年未詳或百卅七
御陵在玉手丘上
○御母同上

押媛 孝安之后

孝靈天皇
大日本根子彦太瓊尊 坐黑田廬戶宮治天下御年未詳或百二十
八御陵在輕之劍池嶋上
○御母押媛

孝元天皇
大日本根子彦國牽尊 坐輕之境原宮治天下御年未詳或百十六
御陵在片丘馬坂
○御母細媛命

倭迹迹日百襲姬命 ○御母國香媛

彦五十狹芥彦命 ○御母同上

倭迹迹稚屋姬命 ○御母同上

彦狹嶋命 ○御母細某第
御諸別王

稚武彦命 吉備臣之祖
○御母同上

大彦命 阿倍臣阿閉臣膳臣狹狹城山君筑紫國造越國造
伊賀臣七族之祖
○御母鬱色謎命

御間城姬命 崇神之后

開化天皇
稚日本根子彦大日日尊 坐春日率川宮治天下御年百十五
御陵在春日率川坂下
○御母同上

倭迹迹姬命 ○御母同上

少彦男心命 ○御母同上

彦太忍信命 ○御母伊香色謎命

武埴安彦命 ○御母埴安媛

屋主忍男武雄心命

武内宿禰 母影媛

○日本紀標注卷之一

○二十八

甘美内宿禰

木菟宿禰 平群臣之祖

葛城襲津彦

紀角宿禰

石川宿禰

雄柄宿禰

巨勢臣之祖

羽田矢代宿禰

黑媛

葦田宿禰

黑媛 履中之妃

磐之媛命 仁德之后

崇神天皇

御間城入彦五十瓊殖尊

坐磯城瑞籬宮治天下御年百二十御陵
在山邊道勾之岡上○御母伊香色謎命

彦湯產隅命

一云彦蔭篁命
○御母竹野媛

彦坐王

○御母姥津媛

山代大筒城真稚王

迦途米雷王

以上二王脱於此紀今據古事記

息長宿禰王

神功皇后

息長足姬尊

仲哀之后後坐磐余稚櫻宮治天下御年一百御陵
在狹城角列○御母葛城高類媛

丹波道主命

○日本紀標注卷之一

○二十九

日葉酢媛命 一云日葉酢根命垂仁之后

淳葉田瓊入媛 垂仁之妃

真砥野媛 同上

菴瓊入媛 同上

竹野媛

○ 垂仁天皇 活目入彦五十狹茅尊 坐纏向珠城宮治天下御年百四十
御陵在菅原伏見○御母御間城姬

彦五十狹茅命 ○御母同上

国方姬命 ○御母同上

千千衝倭姬命 ○御母同上

倭彦命 ○御母同上

五十日鶴彦命 ○御母同上

豐城入彦命 ○上毛野君下毛野君之祖
○御母遠津年魚眼眼妙媛

豐鍬入姬命 ○奉祀神宮
○御母同上

八坂入彦命 ○御母大海媛

淳名城入姬命 ○御母同上

十市瓊入姬命 ○御母同上

八坂入姬命 景行之后

譽津別命 ○御母秋穗姬

五十瓊敷入彦命 ○御母日葉酢媛命

景行天皇 大足彦忍代別尊 坐纏向日代宮治天下御年百六
御陵在山邊道上○御母同上

○日本紀標注卷之一 三十

大中姫命 ○御母同上

稚城瓊入彦命 ○御母同上

倭姫命 ○奉祀神宮
○御母同上

鐸石別命 ○御母淳葉田瓊入姫

膽香足姫命 ○御母同上

池速別命 ○御母菰瓊入媛

稚淺津姫命 ○御母同上

磐衝別命 ○三尾君之祖
○御母綺戸邊

祖別命 ○御母蒔幡戸邊

五十日足彦命 ○石田君之祖
○御母同上

膽武別命 ○御母同上

大碓皇子 ○身毛津君守君二族之祖
○御母稻日大郎姫

小碓尊 ○一云日本童男又日本武尊
○御母同上

稚倭根子皇子 ○御母同上

稚足彦尊 ○坐志賀高穴積宮治天下御年百七御陵
在映城宿列池後 ○御母同上

五百城入彦皇子 ○御母同上

忍之別皇子 ○御母同上

稚倭根子皇子 ○御母同上

大酢別皇子 ○御母同上

淳尉斗皇女 ○御母同上

○日本紀標注卷之一

○三十一

淳名城皇女 ○御母同上

五百城入姬皇女 ○御母同上

薺依姬皇女 ○御母同上

五十狹城彦皇子 ○御母同上

吉備兄彦皇子 ○御母同上

高城入姬皇女 ○御母同上

弟姬皇女 ○御母同上

五百野皇女 ○奉祀神宮
○御母水齒郎媛

神櫛皇子 ○讚岐國造之祖
○御母五十河媛

稻背入彦皇子 ○播磨別之祖
○御母同上

武國凝別皇子 ○伊豫國御村別之祖
○御母高田媛

日向襲津彦皇子 ○阿牟君之祖
○御母髮長大田根

國乳別皇子 ○水沼別之祖
○御母襲武媛

國背別皇子 ○一云宮道別皇子
○御母同上

豐戶別皇子 ○火國別之祖
○御母同上

豐國別皇子 ○日向國造之祖
○御母御刀媛

品陀真若王

高城入姬 應神之妃

仲姬 應神之后

弟姬 應神之妃

○日本紀標注卷之一

○ 稻依別王

犬上君武部君之祖
○ 御母兩道入姫皇女

○ 足仲彦尊

仲哀天皇
坐穴門豐浦宮治天下御年五十二
御陵在惠賀長野西
御母同上

○ 布忍入姫命

御母同上

○ 稚武王

○ 御母同上

○ 武彥王

讚岐綾君之祖
○ 御母吉備穴戸武彥

○ 十城別王

伊豫別君之祖
○ 御母同上

○ 稚武彥王

○ 御母第橋媛

○ 蘆髮蒲見別王

為仲哀被誅

○ 麿坂皇子

○ 御母大中姫

○ 忍熊皇子

○ 御母同上

○ 譽屋別皇子

○ 御母第媛

應神天皇

○ 譽田尊

坐輕嶋豐明宮治天下御年百十御陵
在惠我藻伏岡
○ 御母息長足姫尊

○ 額田大中彥皇子

○ 御母高城入姫

○ 大山守皇子

土形君藤原君等之祖為菟道
稚郎子被殺
○ 御母同上

○ 太來真稚皇子

○ 御母同上

○ 大原皇女

○ 御母同上

○ 澗田皇女

○ 御母同上

○ 荒田皇女

○ 御母仲媛

仁德天皇

○ 大鷦鷯尊

坐難波高津宮治天下御年百十御陵
在百舌鳥耳原
○ 御母同上

○ 根鳥皇子

大田君之祖
○ 御母同上

阿倍皇女 ○御母弟姫

淡路御原皇女 ○御母同上

紀之菟野皇女 ○御母同上

菟道稚郎子皇子 ○御母官主宅媛

矢田皇女 ○御母同上

嶋鳥皇女 ○御母同上

菟道稚郎姫皇子 ○御母小甕媛

稚野毛二派皇子 ○御母河派仲彦女弟姫

隼総別皇子 ○御母系媛

大葉枝皇子 ○御母日向泉長媛

小葉枝皇子 ○御母同上

大郎子王 一云宇比王

忍坂大中姫命 允恭之后

弟姫 允恭之妃 一云衣通郎姫

宇非王

彦主人王

履中天皇

大兄去來穗別尊 坐磐余後稚櫻宮治天下御年七十御陵

住吉仲皇子 為天皇被殺 ○御母同上

多遲比瑞齒別尊 坐丹比柴籬宮治天下御年六十御陵

○日本紀標注卷之一

○三十四

允恭天皇

雄朝津間稚子宿禰尊

坐遠飛鳥宮治天下御年未詳按百七御陵在惠我長野 ○ 御母同上

大草香皇子

為安康被殺 ○ 御母日向髮長媛

幡梭皇女

○ 御母同上

眉輪王

為雄略被殺

木梨輕皇子

○ 御母忍坂大中姬

名形大娘皇女

○ 御母同上

境黑彥皇子

○ 御母同上

穴穗尊

坐石上穴穗宮治天下為眉輪王被弑御年未詳或五十六御陵在菅原伏見 ○ 御母同上

輕大娘皇女

○ 御母同上

八鈞白彥皇子

○ 御母同上

雄略天皇

大泊瀨稚武尊

坐泊瀨朝倉宮治天下御年未詳或百二十四御陵在丹比高鷲原 ○ 御母同上

但馬橘大娘皇女

○ 御母同上

酒見皇女

○ 御母同上

白髮武廣國押稚日本根子尊

坐磐余甕栗宮治天下御年未詳或三十八御陵在坂門原 ○ 御母韓媛

清寧天皇

稚足姬皇女

一云栲幡娘姬皇女奉祀神宮 ○ 御母同上

磐城皇子

○ 御母稚媛

星川稚宮皇子

○ 御母同上

春日大娘皇女

一云高橋皇女仁賢之后 ○ 御母董女君

丘稚子王

○ 日本紀標注卷之一

○ 三十五

難波小野王 顯宗之后

香火姬皇女 御母津野媛

圖皇女 御母同上

財皇女 御母弟媛

高部皇子 御母同上

磐坂市邊押羽皇子 一云天萬國萬押齒尊 為雄略被殺 御母黑媛

御馬皇子 御母同上

忍海飯豐尊 一云青海皇女坐忍海角刺宮治天下御年未詳 御陵在葛城埴口丘 御母同上

中磯皇女 一云長田大娘皇女安康之后 御母幡梭皇女

居夏姬 御母蕙媛

仁賢天皇

億計尊 一云大石尊又大脚又大為又鳴稚子坐石上廣高宮治天下御年未詳或五十一御陵在埴生坂下 御母同上

顯宗天皇

弘計尊 一云來目稚子坐近飛鳥八釣宮治天下御年未詳或三十八御陵在傍丘磐杯丘南 御母同上

橘王 御母同上

高橋大娘皇女 御母春日大娘皇女

朝孀皇女 御母同上

手白香皇女 繼體之后 御母同上

樟氷皇女 御母同上

橘皇女 一云橘仲皇女宣化之后 御母同上

武烈天皇

小泊瀨稚鷯鷯尊 坐泊瀨列城宮治天下御年未詳或十八御陵在傍丘磐坏北 御母同上

真稚皇女 御母同上

○日本紀標注卷之一

○三六

春日山田皇女

一云赤見皇女又山田大娘皇女安閑之后

繼體天皇

男大迹尊

一云彦太尊坐磐余玉穗宮治天下御年八十二御陵在三島藍野 ○ 御母振媛

安閑天皇

廣國排武金日尊

一云勾大兄皇子坐勾金橋宮治天下御年七十御陵在古市高屋丘 ○ 御母目子媛

宣化天皇

武小廣國排盾尊

一云檜隈高田皇子坐檜隈廬入野宮治天下御年七十三御陵在身狹桃花鳥坂上 ○ 御母同上

欽明天皇

天國排開廣庭尊

坐磯城鳴金刺宮治天下御年未詳或八十一御陵在檜隈坂合 ○ 御母手白香皇女

大郎皇子

○ 御母稚子媛

出雲皇女

○ 御母同上

神前皇女

○ 御母廣媛

茨田皇女

○ 御母同上

馬來田皇女

○ 御母同上

荳角皇女

奉祀神宮 ○ 御母麻績娘子

茨田大娘皇女

○ 御母關媛

白坂活日姬皇女

○ 御母同上

小野稚郎皇女

一云長石姬 ○ 御母同上

大娘子皇女

○ 御母倭媛

椀子皇子

三国君之祖 ○ 御母同上

耳皇子

○ 御母同上

赤姬皇女

○ 御母同上

稚綾姬皇女

○ 御母黃媛

圓娘皇女

○ 御母同上

厚娘皇女 ○御母同上

菟皇子 ○酒人公之祖
○御母廣媛

中皇子 ○坂田公之祖
○御母同上

石姬皇女 ○欽明之后
○御母橘仲皇女

小石姬皇女 ○御母同上

倉稚綾姬皇女 ○欽明之妃
○御母同上

上殖葉皇子 ○一云梳子丹比公偉那公等之祖
○御母同上

火焰皇子 ○推田君之祖
○御母大河内稚子媛

日影皇女 ○欽明之妃

箭田珠勝大兄皇子 ○御母石姬

敏達天皇
譯語田淳中倉太珠敷尊 坐譯語田幸玉宮治天下御年未詳或
六十一御陵在磯長中尾 ○御母同上

笠縫皇女 ○一云狹田毛皇女
○御母同上

石上皇子 ○御母稚綾姬皇女

倉皇子 ○御母日影皇女

用明天皇
橘豐日尊 一云大兄皇子坐磐余池邊雙槻宮治天下御年未詳
或六十九御陵在磯長原 ○御母堅鹽媛

磐隈皇女 ○一云夢皇女奉祀日神
○御母同上

臘鳥皇子 ○御母同上

推古天皇
豐御食炊屋姬尊 一云額田部皇女敏達之后後坐小墾田宮治
天下御年七十五御陵在磯長田 ○御母同上

梳子皇子 ○御母同上

大宅皇女 ○御母同上

石上部皇子 ○御母同上

山背皇子 ○御母同上

大伴皇女 ○御母同上

櫻井皇子 ○御母同上

肩野皇女 ○御母同上

橘本稚皇子 ○御母同上

舍人皇女 ○御母同上

茨城皇子 ○御母小媛君

葛城皇子 ○御母同上

埜部穴穗部皇女 ○御母同上

埜部穴穗部皇子 ○御母同上

泊瀨部尊

崇峻天皇
坐倉梯宮治天下蘇我馬子與厩戸皇子同心使倭漢
直駒奉秋御年未詳或七十二御陵在倉梯岡上 ○
御母同上

春日山田皇女 ○御母糠子

橘麻呂皇子 ○御母同上

蜂子皇子 ○御母小手子

錦代皇女 ○御母同上

厩戸皇子 ○御母穴穗部間人皇女

來目皇子 ○御母同上

○日本紀標注卷之一

○三十九

殖粟皇子 ○御母同上

茨田皇子 ○御母同上

田目皇子 ○御母同上
一云豐浦皇子

麻呂子皇子 ○御母廣子
當麻公之祖

酢香手姬皇女 ○奉祀日神
御母同上

山背大兄王

押坂彥人大兄皇子 ○御母廣子
一云麻呂古皇子

逆登皇女 ○御母同上

菟道磯津貝皇女 ○御母同上

難波皇子 ○御母老女君夫人

春日皇子 ○御母同上

桑田皇女 ○御母同上

大派皇子 ○御母同上

大姬皇女 ○御母菟名子夫人
一云櫻井皇女

糠手姬皇女 ○御母同上
一云田村皇女

菟道貝鮪皇女 ○御母炊屋姬尊
奉祀神宮

竹田皇女 ○御母同上

小墾田皇女 ○御母同上

鷓鴣守皇女 ○御母同上
一云輕守皇女

尾張皇子 ○御母同上

田目皇女 ○舒明之妃 御母同上

櫻井弓張皇女 ○御母同上

○舒明天皇息長足日廣額尊 一云田村皇子坐高市岡本宮治天下御年未詳 或三十七御陵在押坂内 ○御母糠手姫皇女

茅渟王

桑田王

右二王御母未詳

○皇極天皇天豐財重日足姫尊

一云寶皇女舒明之后後坐飛鳥板蓋宮治天下在位四年讓位於孝德天皇孝德天皇崩後重祚七年御年未詳或六十八御陵在越智崗上 ○御母糠手姫皇女

○孝德天皇天萬豐日尊 一云輕皇子坐難波長柄豐埒宮治天下御年未詳 或五十九御陵在大坂磯長 ○御母同上

有間皇子 ○御母小足媛

古人大兄皇子 一云大兄皇子又古人大市皇子 ○御母法提郎媛

倭姫王 天智之后

○天智天皇天命開別尊 一云葛城皇子又中大兄皇子坐大津宮治天下御年未詳或四十六御陵在越智崗上 ○御母重日足姫尊

間人皇女 ○孝德之后 御母同上

○天武天皇天渟中原瀛真人尊 一云大海皇子坐飛鳥淨御原宮治天下御年未詳或六十四御陵在檜隈大内 ○御母同上

蚊屋皇子 ○御母蚊屋采女

大伯皇女 ○奉祀神宮 御母大田皇女

大津皇子 ○御母同上

○草壁皇子尊 坐岡宮治天下御年二十八
御陵未詳○御母讚良皇女

長皇子 ○御母大江皇女

弓削皇子 ○御母同上

舍人皇子 ○御母新田部皇女

但馬皇女 ○御母氷上娘

新田部皇子 ○御母五百重娘

穗積皇子 ○御母大槌娘

紀皇女 ○御母同上

田形皇女 ○御母同上

十市皇女 ○御母額田姬王

高市皇子 ○御母凡子娘

忍壁皇子 ○御母檄媛娘

磯城皇子 ○御母同上

泊瀨皇女 ○御母同上

託基皇女 ○奉祀神宮
○御母同上

文武天皇
珂瑠皇子尊 後至知食天下称天之真宗豐祖父尊
○御母阿陪皇女尊

元正天皇
日高皇女尊 一云新家皇女後至知食天下称倭根子
高瑞淨足姬尊 ○御母同上

大田姬皇女 一云大田皇女
○御母遠智娘

持統天皇
高天原廣野姬尊 一云鶴野讚良皇女坐藤原宮治天下御年未詳
或五十八御陵在檜前大内 ○ 御母同上

建皇子 ○ 御母同上

御名部皇女 ○ 御母姪娘

元明天皇
阿陪皇女尊 後至知食天下祢倭根子天津御代豐国成姬尊坐
乃樂宮治天下御年六十一御陵在奈保山東 ○
御母同上

飛鳥皇女 ○ 御母橘娘

新田部皇女 ○ 御母同上

山邊皇女 ○ 御母常陸娘

大江皇女 ○ 御母色夫古娘

川嶋皇子 ○ 御母同上

泉皇女 ○ 御母同上

水主皇女 ○ 御母黑媛娘

施基皇子 ○ 御母道君伊羅都賣

弘文天皇
大友皇子尊 一云伊賀皇子坐後大津宮治天下御年
二十五御陵在山前 ○ 御母米女宅子

舍人親王略傳

親王と、天武天皇第五の皇子にして、御母も天智天皇の御子、新田部、皇女と申、持統天皇九年正月、淨廣貳ハ叙し、文武天皇慶雲元年正月、二百戸ハ封し、元明天皇和銅七年正月、又二百戸を益し、元正天皇養老二年正月、一品ハ叙し、同三年十月、内舍人二人、大舍人四人、衛士三十人を賜ひ、封八百戸益し、前ニ通して二千戸なり、是日詔曰、開闢已來法令尚矣、君臣定位運有所屬、洎于中古雖由行未彰、綱目降于近江之世、弛張悉備、迄於藤原之朝、頗有增損、由行連改以爲恒法、由是贊遠祖之正典、考列代之皇綱、承纂洪緒、此皇太子也、然年齒猶稚、未開政道、但以握鳳曆而登極、御龍圖以臨機者、猶資輔佐之才、乃致太平、必由羽翼之功、始有安運、况乃舍人新田部親王、百世松桂、本枝合於昭穆、万雉城石、維磐重乎國家、理須吐納、清直能輔洪胤、資扶仁義、信翼幼齡、然則太平之治可期、隆泰之運應致、可不慎

哉、今二親王、宗室、年長、在、朕、既、重、實、加、褒、賞、深、須、旌、異、然、崇、德、之、道、既、
有、舊、貫、貴、親、之、理、豈、無、於、今、云々、同、四、年、五、月、條、不、先、是、一、品、舍、人、親、
王、奉、勅、修、日、本、紀、至、是、功、成、奏、上、紀、三、十、卷、系、圖、一、卷、同、年、八、月、詔、知、
太、政、官、事、聖、武、天、皇、神、龜、元、年、二、月、又、封、二、百、戶、を、益、し、同、天、皇、天、平、
七、年、十、一、月、條、不、知、太、政、官、事、一、品、舍、人、親、王、薨、遣、從、三、位、鈴、鹿、王、等、
監、護、葬、事、其、儀、准、太、政、大、臣、命、王、親、男、女、悉、會、葬、處、遣、中、納、言、正、三、位、
多、治、比、真、人、縣、守、等、就、第、宣、詔、贈、太、政、大、臣、親、王、天、淳、中、原、瀛、真、人、天、
皇、之、第、三、皇、子、也、と、あ、り、或、は、第、六、子、と、云、り、今、此、傳、は、五、子、と、記、
せ、は、も、紀、と、叙、紀、と、ふ、よ、り、御、年、公、卿、補、任、し、薨、年、六、十、と、記、せ、り、
稱、德、天、皇、天、平、神、護、元、年、八、月、詔、不、實、字、二、年、追、尊、舍、人、親、王、曰、崇、道、
盡、敬、皇、帝、と、あ、り、實、字、二、年、天、淳、仁、天、皇、の、御、世、の、年、号、天、平、實、字、を、
略、し、を、依、り、て、二、年、も、三、年、比、誤、り、は、依、り、て、
因、云、此、舍、人、を、ト、子、と、も、ト、子、リ、と、も、或、は、ヤ、ト、と、も、イ、ヘ、ヒ、ト、と、云、

思、ひ、く、ふ、よ、み、と、き、ど、是、も、親、王、の、乳、母、の、姓、を、以、て、名、つ、け、た、
と、見、ゆ、ま、む、舍、人、と、よ、む、べ、し、姓、氏、録、未、定、雜、姓、百、濟、人、の、姓、不、舍、
人、の、て、尸、を、洩、し、た、爲、ど、天、武、紀、に、舍、人、造、糠、虫、賜、姓、曰、連、類、聚、国、
史、五、十、四、筑、前、国、人、舍、人、臣、福、長、と、云、り、人、も、見、て、姓、不、舍、人、を、ト、子、
と、よ、み、た、子、例、を、く、又、舍、人、と、と、舍、人、と、云、り、は、姓、の、所、る、處、之、も、あ、
ら、ず、初、皇、子、皇、孫、男、女、不、涉、り、其、名、も、乳、母、の、姓、を、以、て、呼、負、た、る、が、
多、し、其、も、文、德、天、皇、嘉、祥、三、年、五、月、條、不、天、皇、誕、生、有、乳、母、姓、神、野、先、
朝、之、制、每、皇、子、生、以、乳、母、姓、為、之、名、故、以、神、野、為、天、皇、諱、云、々、神、野、と、
を、差、我、天、皇、の、御、諱、不、て、乳、母、も、神、野、氏、あり、猶、云、む、万、葉、二、に、舍、人、
皇、子、御、歌、と、あ、り、て、丈、夫、哉、片、戀、將、爲、跡、嘆、女、鬼、乃、益、ト、雄、尚、戀、二、家、
里、と、あ、は、を、古、今、六、帖、に、載、せ、て、と、ね、り、の、さ、う、じ、と、記、し、傳、た、る、不、
も、舍、人、を、ト、子、リ、と、よ、ま、む、確、證、と、も、は、不、足、り、

き年頃も、西極シキョクなる各國カククの書どとをもよみほじへ、何れも惡
とふそ有りねど、先づ吾國ウニクニの書を學びをへて、初後ハツノチも他國トコクニの
書シ及ツがもみあらずでも、本ホをまらずして、末マタをたらず、已ナが親を
棄スて、他トコ親ニ事ヲふはが如く、自他オノオノの差別サベツをとり違へ、天地アメノミチの理リ
もそむられどのぞ

支那籍シナニクも、應神天皇オウジンテンノウの御世ミヨも貢コウマしりど、二百九十年の
間マも、熟ウマクくもよむるをえららずとしあり、片カタにも敏達天
皇ミンダツテンノウのみ世ヨも、高麗國コウレイクニより上ウヘマし表ヒラを、天皇テンノウ史シ人ヒトを聚ツめ、よ
すしめ給タマふふ、三日ミツノヒの間マもよみえざとしと傳ツたまを、推
古スサノ天皇テンノウの御世ミヨの程ハジマりや、支那シナ字ジをむかつくよむる
をねがとりひひ佛經キョウも甚シおくとて渡ワり來しりど、出デも
おおじ頃キタマよりや、よみあらひりひ佛經キョウも甚シおくとて渡ワり來しりど、出デも
經キョウるま、他國トコクニのことを、互オノオノ競マひ學びし狀シヤウを察サツるふ、形

こそ皇國ミヤクニ人ヒトあらめ、心ココロもやゝくくも轉マひ、遂ツも佛聖人ブツセイジン
の奴隸ヌレキとなりて、是コトを耻ハる色イロなく、甚シおも至マりて、漢
の媚メ佛ブツの淫インも、わが大道ダイダウをいやしめ輕カむるも此ココ、往々
らふふ不フ至マりて、是コト支那書シナノシ云フ、狐社鼠コノネノネの類ルイといへま
し、今イマより五十年ゴジュウネンもふたらずより、洋學ヤウガクをまふふもの
はとく聞キこしりど、其ソノ醫學イガクの上ウヘにみよして、彼國オノクニ俗ヨクを
あたふものも少オウくしを、文久ブンキウの頃キタマにより漸シく弘ヒロは
り初ハツ、明治メイジとなりて、形カタまで彼オノを真マコト似ニひ、心ココロをも移ウツしり
ふはもの少オウくし、按オシへ彼オノも是コトも學マびと云フ、むすれがの
片カタもしふもあらめとし其家ソノイヘにあらざれものも好コトみて學マ
ぶもとも、さてあらぬ處トコロし

人、心を月草ツキクサの、うつろを易やすく、遂ツも彼オノをたふとみ、とつららを
いやしめ、是コトを快たのしともほみ至り、何ナニれ口クチをしし業ノトあら

むや

むよし松野氏の人ありむ、支那國に使して、其祖を
むよし、吳王夫差が子孫と、云、ことを忘ししふや、太伯
の後と答へらむを、晋書と云、支那史に、自謂太伯之後と
記し、是を深書ふも、倭者自云太伯之後と、相對て聞たる
如く、倭者と云、作、加て記せ、他をいやしめて自慢る、
彼土人の醜俗、素より、何やしむも足らぬれど、唯惡む
べおも、本朝通鑑、羅山文集等、ふしふも我天皇を、太
伯の後と、穢したてまつれ、史記、世家に、太伯卒無
子とあり、子なきとのふ、子孫の、何れ、理をも弁へざ
して、かゝる暴言を云、出たるを、うら酒に酔さまたれた
るありり、是らふ、猶惡むべおも、我生總右衛
門、太宰彌右衛門らあり、此者どもも、共天を戴くまじ

を賊儒どもふて、何れも耻を知らざらゆ、本末を誤
り、彼らに賊情を、み、何れも、我筆鋒を以てうちき
たむ、世に、世人おまぬく、知はぬと、略てい
ず

天、下ふ、國とふ國をおかふと、愆て御祖二大神の
作を、給せしふ、洩たふ國おふも、今さら申すでも、ふきと、
此を、めら大み國としも、其本津國にして、五の田種津物を
じめ、よきもの、限を、生し出さしめ、虎獅子ふみどの、けし
き毛つも、此を、末の國々ふす、はしめ

伊弉諾伊弉冊の大神、海外の國々を生たまむ、作、ふし給
ひし、なと、紀記の傳、洩たれど、此大神と、ちの、ものし
たまひし、何れ、國々も人種も、何れ、理、あるを思
ふ、信し、かゝる大功を成し給ひしこと、其國々とも、ふ、必

傳、^ウるべきを、聞^クて、等閑^ニ過^シ來^リつは、^ウるあり
ふし、支那國を、我^レ祖國^ニ近^クるゆゑ、其^レ片^ヲを^シ傳^ハた
ふことあり、淮南子精神訓^ニ、古^ク未^ダ有^リ天地^ノ之^レ時、惟^ニ像^ニ無^シ形
云々、有^リ二^ノ神^ノ混^ニ生^ス、經^テ天^ノ營^ス地^ヲ、孔^子莫^ク知^ル其^レ所^ニ終^ニ極^ニ、沿^テ乎^レ莫^ク知
其^レ所^ニ止^ニ息^ス、^ウる^ニ二^ノ神^ノ也、伊^非諾^伊非^冊尊^を傳^ハるあり、
又^ニ此^ノ伊^非諾^尊を佛^經に、伊^舍那^天と稱^シ、伊^非冊^尊を伊
舍^那后^と稱^セばも、早^ク印^度に傳^ハたると、此^ノこと神^皇正
統^記、及^テ塵^添埃^囊抄^ニも記^セて、猶^餘の蠻^國ともを搜^ラ
む、古^傳の^ウる^ニ比^ブりら、彼^ノ處^ニも存^在つらむこと、支^那印^度
ふれあ^ハし^ルべし、五^穀を我^國より^ウる^ニ良^を、海^外に産^セ
る^ニおと^ク、殊^ニ米^穀を印^度以^テ東^ニ生^ズれど、我^國の^ウ
比^シても、其^レ鹿^はおと^ク、食^ヒて人^ノの知^ルおと^クあり、伊^非諾
尊^此國^を、水^穗國^と宣^ハむしも、其^レ理^のた^らも^ウる^ニ深^ク

遠^ク感^奉る^ニ、^ウる^ニ猛^獸ども人^ノに害^ヲつらむ、魏
略^ニ大^秦國^無盜^賊、但^ニ有^リ獅^子為^害、行^道不^得過^也、
と^ウる、^ウる^ニ惡^獸も世^ニおと^クて、え^ららぬ理^のゆゑも、
是^を海^外に栖^シめて、本^津國^を浦^安國^と負^セたまひし
も、心^安く住^むべし國^{あり}と宣^ハむ、神^の御^{あり}るを
し量^りたてまつはべし
人^のねあふ^ニ倍^スき業^も、君^に親^ニ仕^スはを^もじめ、妹^脊の中
らひ、はら^らりのつぎで、友^垣のほ^じらひまで、言^舉せどして
おの^レ成^果ら、其^レ實^を盡^スま^ハり、國^生みはし、大神^の、み心^を
は^ぞりし

支^那國^も何^事をも、おと^クしく云^ハ立つは習^ヒひて、
徒^ニ打^聞ふし、理^のゆゑも、能^ハおと^ク實^も、忠^も孝^も
義^も信^もおと^クして、一^向の虚^稱をの^レおと^クのみあり、

獨、吾國人も上代より、忠孝などの稱を、顯しきを取て、む
そりし其實を行ふ、是もふもり神の御心を、習ひ受けたる
みて、大方の趣を味ふ嬉し、猶次ふいふ
支那國ふも、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、など云、立つるもの
から、其行せなく、全、教誨家の、私言といふ發し、我國も上代よ
り、ふもり稱を聞えざれど、君を仇む臣なく、親を疎ぶは子ふ
きふとも、世々の史を見ても、いぢふはれをや

彼國の學びふふけふ輩の、云、なほ、我國ふも上代より、
孝悌忠信と云、字ふ、正しく當りたる訓を見ず、紀ふ孝、字
を、オヤニシタガフとよき体も、義訓あり、ふもり、忠を孝悌
忠信も、支那國ぞ本あるべふと云、是、是、是、うひ、しと
も、を、あしとも、片も、痛き強言あり、卒つむらふ
ととしてむ、我國も何事も言ふこと云、出ぬ、君をたふと

み、親ふもたがひ、兄を重み、夫をむつび、友をたなしむも、
誰をしふはとなく、誰ふ習ふとなく、其身ふ具て生と
出づはも、天つ神のみふ、ろあり、譬、む鶏が時を告、犬が
門を守、猫が鼠をせろが如く、習をむして其分をふす、
入ふして人道を守、ふ異あらざはが如し、若、支那國の鳥
獸の、あらむずして、其分をあらむ、人も教を受、むして、孝
悌忠信をも、弁、べき理、あかふ、むつふしき文字のみ作
出て、行ふべき心ふきゆえ、聖人てふもの、是を救むむと
して、教の書を數多作らむれど、行ふ人甚稀あり、故、我
國人も其實をたふし、彼國人も其虚を轉、む、おふし
人倫ふして、おふし心あらぬも、い、ふと云、ふ、國生坐し
大神の御ふ、ろよて、本つ國と末つ國との、差別、あはを
や

中む至しよそ、支那籍をよみあはひ、本末を誤るもの歎ら
す、けふそ彼國にて、眞の道てふもの知らずしゆえ、君を放ら
或を弑し、其位を奪ひ其國を盗むとを、耻とも去らて誇り
何へそ國俗ハ、心をうつせはゆえ、何となく我いふしへを、忘
るゝも此多り也、然と云ふしときや、高御座をうかゞひまつ
はものも、聞ざりき、是をいふしへふもの、遺はゆえありあ
し

支那國も上代より、定まは主なく、かそふく國王ハ
あり上はゆえ、おのく劉氏李氏など云ふ、氏人の部ハ
て、争はゆえ争ひ止むことれく、群犬の噛合を見は如ふ
るを、尊為天子富有四海之内、宗廟饗之子孫保之など云
ふも、傍人ふ云、狀をりぞや、宗廟をして永世饗仕た
まふも、特、皇國を除てあるとぞ聞かず、如此正しき道の

立ざる、國俗ハあらははより、終ふ北條義時及高時、續て
足利尊氏等の、逆賊せよ出て、國家を腦まし奉りしと
始む、是より先蘇我馬子、厩戸皇子と心を合せ、いみじ
き大逆を犯し、皇國未曾有の大事件を引起し、つゞき
て蘇我蝦蟇父子、其家門を宮門と称し、男女を王子と唱
へ、其廟ハハ、僧の儼を奏せしなど、愆て支那風ハ溺れた
る僭称にて、是らを答むる時も、其罪も支那書ハ本づル
る、よ、れ大逆無道のもれ共ふものぞ、天津日繼を絶
むると、露むるも思もどし、万国ハ異なるゆえら
ると知る法し、此外武埴安彦が、崇神天皇を祖ひ奉り、狹
穂彦が、垂仁天皇を弑まつらむと謀り、弓削道鏡が、天座
を動らさむとし、平將門が、亂を都ふ及ぶさむとせし、武
埴安彦も孝元天皇の皇子にて、開化天皇の皇弟あり、狹

穗彦を開化天皇の皇孫みて、崇神天皇の皇姪あり、道鏡
も天智天皇の皇孫みて、光仁天皇の皇弟、將門を日本史
に、良將の子と記して、世系を脱せれど、尊卑分脈に、桓武
天皇、四代の皇胤、平良將の子と稱せむ、何れも皇族にて、
右の論に、つづらざる

彼支那籍の渡、來し時よれ、二百六十九年を経、百濟國より
佛てふものを貢て後、又一種のをしへ始、且、珍希を好む人
情より、無常てふことを、よきなとみ思ひ、我正しき眞道を、忘
るゝ世とせり行、殊に此二三百年来、親鸞の流を汲む
僧ら、已に宗を擴むとして、一文字だに知らぬ愚民らに、夢幻
を説、勧め、金錢を貪るを、宗法と心うはふに至り、何れ惡ま
ざる哉、りむや

佛法の渡、來して、欽明天皇の御世にて、其時蘇我、稻目父

子、高位不在と云、ども、心僻み忠良の臣とらふ、恃りむた
め、已獨、胡佛、淫をましを、同氣相もため、厩戸皇子是を
擔ひ、遂にいみじき殘逆を企しも、佛を其嫌ふを、何と
る、抑佛のをしへて、勸善懲惡といふが、眼目にて、愚夫愚
婦を導くも、捷道とも聞ゆはゆ、王公大人も是を棄
給はず、星霜をふたまた、其道に名ある僧も世に出、已
が向々思ふ所を以て、何れ其の宗を作、寺を立て堂
を構へ、其法を修むは、いふまじく戒法を守り、身を
苦めしむ、佛の心を歸は、人にも多きを、かくて清御
原の御世の程よ、上は御病篤く、或は崩薨も、三十
人五十人、乃至百人餘も、給度として、出家せしむるも、何
しを、元頭のみに丸くして、其行を承り、何れ、奈良の朝に
至り、治部省に玄蕃寮を置き、僧侶の不正を責る、おとみ

至り、是より初て僧とあらむも、法華經又最勝王經の内を闇誦し、一句半偈も不分明のものも、得度を許し給はず、若^ツ悉く誦^ツえたるものも、淨行三年の後公驗を賜とは、公驗とは、所謂度牒^ツなり、故に僧侶も愚なるもの多く、佛法も行われしをや、今諸宗の僧尼、數十万人を聚め試るとも、右に擧げたる經文どもを、誦誦するも此、恐る天下に一僧もあはまじく、は制度を立てしむ、天平六年より、其後百十年を経て、承和九年より猶おまじ嚴制を下し給せしを、其後何となく弛み、鎌倉の府を開しとろちむより、小賢^{コケ}き僧ら輩出して、已が向々宗門を作せば中より、日蓮尤狡黠として、已梅多羅の子なるをも憚らず、思ひ上て、根^ネに神祇を蔑し、諸宗を誹り、其害少りらぬぞ、宗徒廣きらぬを、憂ふは不足らず、其頃を以

よて俗人まがら、五戒を有と云を名にして、專念佛を勧むるも此あり、是を親鸞と云、其人とありを推おそふ、材力逞して、表に柔和を飾り、天下の貴賤老若を、木石に見おし、夢幻を勧め已が黨に引入とたふ姦策と、いふも、其英雄も、席を讓て去はべし、彼宗僧ら、常は愚鈍の者らを集へて、みちびく狀を聞ふ、畏くも神祇を土芥とし、讎敵とし、國を神國ありとも、人も神孫なりともあらで、已が仰ぐ本寺の住僧を、上もふれものも崇めをしふは、やゑ、愚民らと其真ありと打よろこび、上も秋津御神の大坐^{オウ}をあらず、租税をおぼさず、金錢を寺に棄るを、いとけふるまで溺らしめたるも、實にあやしむ契きふらざるや、うごくり人民を妄惑せしめ、其勢以棄りときが如し、既永祿六年十月、本願寺宗徒、三河國にて徳川氏に

敵抗し、翌年二月に至りて漸く解け、元龜元年九月も、
本願寺光佐と云、僧が、朝倉義景と與し、亂を河内國守口
より起し、四方より寄來たり、宗徒、五萬餘人あり、織田右府
の英雄も、是を平ぐはとて、同二年攝津國横山
より、豐公と戦ひ、同三年加賀國より、豐公のため一時、
二千六百餘人を、殺されしりども、屈せむ、同八年三月、
至り、正親町天皇の教諭を以て、光佐も兵を止しめ給ふ、
允敵對十一年の間あり、光佐とも後、顯如と云、る僧も
て、海外まで武威を耀らし、猛將も、真宗をも、容易滅
せんと、つたを、ぞ、しを見る、然し、此宗派後年、至り、い
り、ふ、ほ、こと、を企つらむ、恐る、後、き、ふ、何ら、む、や
か、と、此、も、め、ら、大、と、學、び、て、し、も、儒、佛、洋、の、三、も、お、ほ、ま、げ、ず、神、本
ふ、ら、の、道、を、守、る、ぞ、も、ふ、は、ち、皇、學、も、せ、り、る、此、學、び、古、を

聞えず、中昔に至り、史籍を作ら、或も隠したるを、搜るまど、
支那學も、長たる人、是をものして、闕るまど、ふ、ま、し、を、大、同
の項より、大學寮も、紀傳の學士を置き、國史修撰も、何ら、
しめたる、ひし、を、世の降る、ゆ、く、支、那、書、を、よ、む、れ、も、彼
國の、ま、と、ふ、の、み、心、を、委、ぬ、我、皇、典、を、む、披、見、む、も、お、も、す、
歌一首、た、ふ、解、こ、と、を、あ、ら、さ、ふ、や、う、ま、い、ふ、し、も、憤、ろ、し、業
あ、ら、む、や

中む、楽し、の、儒、士、たち、も、國、の、た、め、も、學、び、し、を、後、世、の、學
者、も、魂、を、西、土、も、ら、く、り、し、め、古、事、記、も、い、り、あ、れ、書、も
ら、む、万、葉、も、何、を、書、た、り、む、我、祖、も、皇、別、あ、ら、む、神、別、も
見、む、實、も、文、盲、極、ま、り、て、徒、も、皇、物、を、費、せ、は、其、所、業、こ、を
異、あ、ら、め、國、家、無、益、の、僧、尼、ら、と、同、物、あ、ら、む、と、云、む、も、敢
て、強、言、あ、ら、む、じ

此大み國子生れ、神道の^大義を弁ふは人のあるべきを、寛文の頃山崎敬義儒見を以て、もどめて我古傳を搜せ、門人をして其學びに導きしむ、いみじき功あらざや、是を世に垂加學と云ふ

神道の^大義とも、皇祖天神の道にて、即大政と云ふも、おほに、然るも孝徳天皇支那風を好み給ひ、皇國固有の制度を、支那風ふ華、たまひしを、紀の其卷ふ、天皇尊佛法、輕神道と記したる、故に神道とも、我國の大道おほくを弁ふべし、今神官の人ぞ神前ふ向ひて、作らざるをのみ、神道と思へらむと、大本義と違へて、まうはふ山崎氏我道の衰へたるを歎き、日本紀舊事紀等ふよきて、古傳を説くとを、漢説ふ引附、頗異説ふ涉と、と、國を憂ふ人の厚き、實に愛べし學風あり

又おほく頃かひよる、皇學を起さる人、是彼らなる中、ひまや西山公の學脈たゞしく、實に學道の祖とも、稱申べきあり

同時僧契冲難波不在て、古學を唱へ、門人今井安藤の諸氏群出し、何れも有名の聞を承らしりども、その流も傳もらず、此時荷田翁京ふおいて、同學を起し、門人岡部翁ふ至り、後まゝ進み、西山公より此方、學風純美ふして、論ふ聲ふもあふりしを

本居翁ふ至り、遠近其徳を去たむ、集れむの雲霞の如く、實に學びの^大祖とも仰べきを、惜むるも私意を以て、二三の學徒を説出たり、其も何ぞといふ、枉津日神を惡神ありと云、黄泉國を地中ふ在といひ、無誓ふ反切を設て、猥に説を作らたふあり

倭姫世記ふ、八十枉津日神を、皇太神宮、荒魂と、記し傳た

るを思へむ、大神宮の背面に坐奉る、荒祭、官即、八十柱
津日、神に大坐させざるを、此神をしも悪神として、世間不
りまといわふ悪事と此神のみ心ありと云、出たるを、支那
國に天道天命の説を作す、佛家に因果業報のよしへを
設け、答がとき難説を、云、道むための、強説をうりやみた
るより、起すたるありき、是も縣居翁、祝詞考大殿祭、條
ふ、いさ、り口開したるを、本居翁に至り、うけを云む
ろめたる、抑外國ども、教誨を以て導く國風あるむ、か
りる強説も許すべきを、言揚せぬすめらる國にして、いと
きなき説を横むるを、ふさとしふらぬ教といふべし、又
黄泉の侍らへまど云るも、殊にたりなき説言ふて、小
兒を威が如し、此おとつむらふ云べけれど、本條及玉の
ゆく契ふ、委記しおたれむ、爰に贅言せむ

平田氏に至り、奇異を好み、專幽冥説を唱へ、學事一變せり、是
をせし平田流と稱し、一派の學風をふせり、まうまども敬神
尊王の大義に至りては、歌學者輩の及ぶところふらざれ
む、國家のため賀すべき、おとありよし、おられむ、眞の學びふ
入立むふ先、師をえらぶ、書ふ向ひては、其書のおもむきを
意に注し、日ふ異ふ怠なく勤むふとよむ、おの法ら神を敬
ひ、君を尊み國を思ひ、耻を知り清き正しき、大み民ともあり
ぬ法し、謹みおたれむをぬ

Vertical columns of faint Japanese text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in approximately 15 columns, reading from right to left.



廿四日十月十六日納

